

令和3年度

山形県子どもの居場所運営支援事業

～子どもの居場所づくりの取組みを応援します～

◆募集期間

令和3年7月1日（木）～7月30日（金）

◆事業の内容

令和3年4月1日～令和4年3月31日までに山形県内で実施するもので、次のすべてを満たすもの

- (1) 子どもやその家族に、無料又は低額で安心・安全な食事や食材等を提供すること
- (2) 食事の提供のほか、宿題等の自主学習など学びの支援や、地域住民や子ども同士の交流・遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと
- (3) 事業実施主体が実施する事業として、年間おおむね6回以上実施する年間計画を作成すること
- (4) 地域の実情に応じ、広く参加者を募集すること

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての要件を満たせない場合は、ご相談ください。

◆補助対象経費

- ①食事の提供に要する食材の購入費
- ②会場使用料・賃借料
- ③傷害保険、ボランティア活動保険等の保険加入料
- ④周知用チラシの作成などに要する広報費
- ⑤フードパントリーや配食に要する運送経費
- ⑥新型コロナウイルス感染症予防経費
- ⑦その他、知事が必要と認める経費



◆補助額

開催回数×1万円（上限12万円）

※1 1年間の補助対象経費の合計または12万円のどちらか小さい額が補助金所要額となります。

※2 対象経費から、参加負担金や寄付金などの収入を控除した額に対して補助されます。

◆必要書類

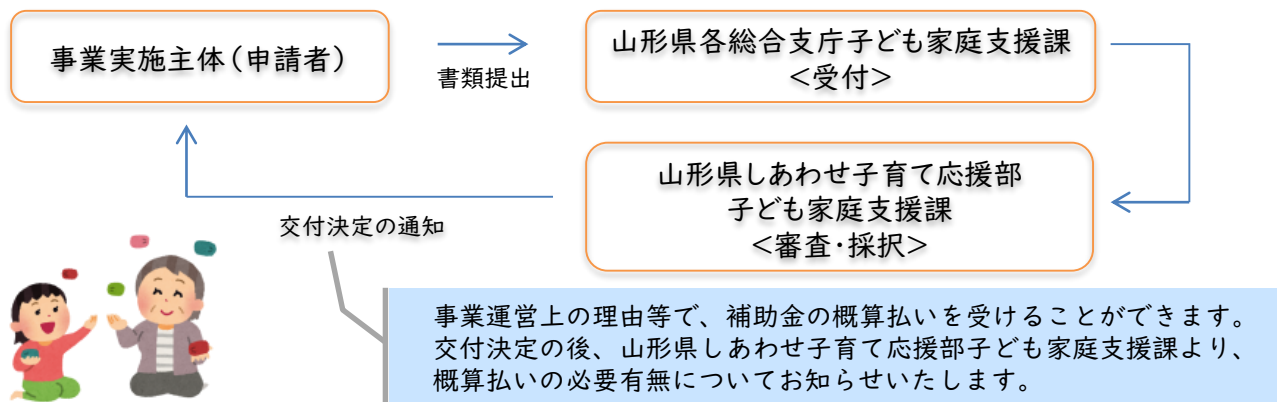
- (1) 交付申請書（規則別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 所要額調書①（様式第2号-1）
- (4) 所要額調書②（様式第2号-2）
- (5) 振込先口座申出書

※山形県ホームページに交付要綱や様式を掲載しています。
 ホーム > 組織で探す > 子ども家庭支援課 > 家庭福祉担当
 > 「令和3年度山形県子どもの居場所運営支援事業の募集」で検索ください。

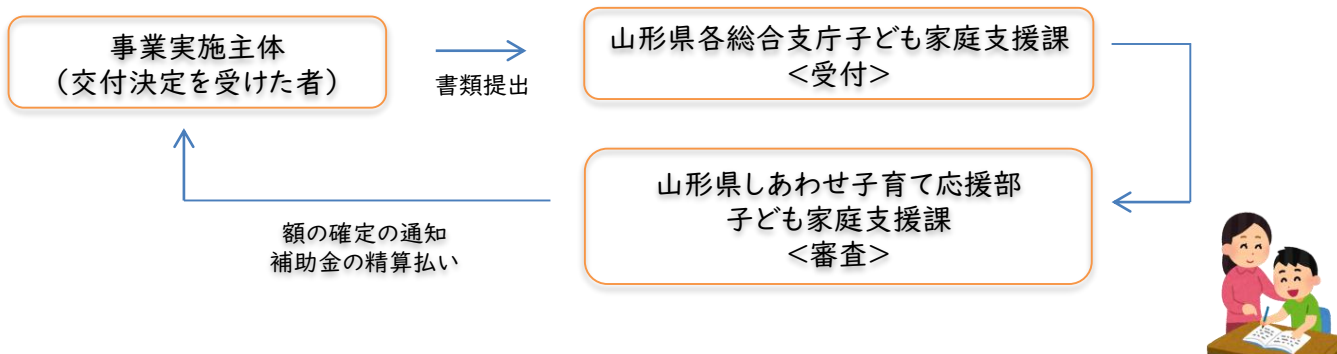


◆手続きの流れ

●補助金の申請



○実績報告（1年間の事業が完了したとき）



書類提出先	所在地	電話番号
村山総合支庁 子ども家庭支援課	山形市十日町一丁目6-6（村山保健所内）	023-621-8178
最上総合支庁 子ども家庭支援課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1245
置賜総合支庁 子ども家庭支援課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-2104

問い合わせ先	所在地	電話番号
山形県 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課	山形市松波二丁目8-1	023-630-2263

☆子どもの居場所づくりに取り組みたい方は、開設の手引きをご覧ください。